

○ 愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則施行規程

(平成 10 年 3 月 31 日)
(平成 10 年規程第 7 号)

改正 平成 13 年 3 月 1 日規程第 1 号
平成 16 年 3 月 5 日規程第 2 号
平成 19 年 11 月 29 日規程第 5 号
令和 3 年 2 月 25 日規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令等の変更の場合における旅費)

第 2 条 規則第 3 条第 5 項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として支払った金額又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額 所要の払戻しの手続をしたにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、当該旅行について規則により支給を受けることができる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額 当該旅行について規則により支給を受けることができる移転料の額の 3 分の 1 に相当する額の範囲内の額

(旅費を喪失した場合の旅費)

第 3 条 規則第 3 条第 6 項の規定によるその他理事長が定める事情は、宿泊施設の火災その他旅行者の責めに帰すべきでない事由とする。

2 規則第 3 条第 6 項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。この項において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため規則の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(路程の計算)

第 4 条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業各社の調べに係る路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

- (3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程
- 2 前項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。
- 3 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を起点とすることができる。
- 4 第1項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、第1項第3号の規定に準じて計算することができる。

(平13規程1、平16規程2、平19規程5・一部改正)

(旅行命令等の変更の申請)

第5条 規則第5条第1項又は第2項の規定による旅行命令等の変更の申請は、口頭をもって行うことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行命令等の変更の申請があった場合において必要と認めるときは、その変更の必要を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(旅費請求書等の様式)

第6条 規則第13条第1項に規定する旅費請求書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 第3号及び第4号に掲げる旅費以外の概算旅費を請求する場合 理事長が別に定める概算旅費請求書
- (2) 第3号及び第4号に掲げる旅費以外の精算旅費を請求する場合 理事長が別に定める精算旅費請求書
- (3) 規則第3条第1項に規定する赴任に係る旅費及び規則第23条(規則の他の条文においてこれを準用する場合を含む。)に規定する扶養親族移転料を請求する場合 理事長が別に定める赴任旅費請求書
- (4) 規則第3条第5項若しくは第6項、第27条又は第28条に規定する旅費を請求する場合 理事長が別に定める。

(旅費の精算期間)

第7条 規則第13条第3項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して7日間とする。

- 2 前項の規定は、規則第13条第4項に規定する期間に準用する。

(旅費の調整)

第8条 規則第29条第1項に規定する旅費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる旅費とする。

- (1) 組合の所有する自動車による旅行の場合 鉄道賃及び車賃
- (2) 削除
- (3) 宿泊を伴う会議又は研修会等に出席する場合で、主催者から宿泊料に相当するものとして宿泊料定額未満の出席者負担金を求められた場合 宿泊料定額か

ら当該負担金等に相当する額を控除して得た額

- 2 規則第29条第2項に規定する旅費は、宿泊を伴う会議又は研修会等に出席する場合で、主催者から宿泊料に相当するものとして宿泊料定額を超える出席者負担金等を求められた場合は、当該負担金等に相当する額を宿泊料として支給する。

(令3規程6・一部改正)

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の規定は、施行日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月1日規程第1号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成16年3月5日規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月29日規程第5号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規程第6号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。